

## 安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、安芸高田市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）に広告掲載を行うことについて、安芸高田市広告掲載事業実施要綱（平成19年安芸高田市告示第253号。以下「要綱」という。）に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

### (広告の掲載)

第2条 図書館に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）に広告を掲出する者（以下「スポンサー」という。）は、広告を掲出する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入するものとする。

2 教育長は、納入する雑誌の最新号のカバーの表面及び裏面にスポンサーが作成した広告を掲出する。

### (広告の基準)

第3条 安芸高田市広告掲載基準（平成19年安芸高田市告示第254号。以下「基準告示」という。）第3条各号のいずれかに該当する広告は、広告を掲載しない。

2 広告の掲出中において、基準告示第3条各号に該当した場合は、広告の掲出を取消することができる。

### (掲出の規格及び位置)

第4条 雑誌カバーの表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm及び横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 雑誌カバーの裏面については、片面印刷ものとし、雑誌面の大きさを上回らない広告をスポンサーが作成する。

3 雑誌が配架される雑誌架は、教育長が指定する。

### (広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の途中で申し込みがあった場合は、教育長が表示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 期間満了の3月前までに、スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

### (掲出の申込)

第6条 スポンサーを希望する者（以下「スポンサー希望者」という。）は、安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、教育長に申し込まなければならない。

2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等（業種がわかるもの）

### (掲出の決定)

第7条 教育長は、前条により申込みを受けたときは、スポンサーの可否を決定し、スポンサー希望者に雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）又は雑誌スポンサー否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (掲出内容の変更)

第8条 前条の広告の掲出の決定を受けたスポンサーは、申込みをした内容を変更する場合には、広告内容変更申込書（様式第4号）に新たに掲出する広告案を添えて、

申し込まなければならない。

- 2 前項の変更は、掲出を始めた日から2月を経過するまでの間、これを変更することができない。

(掲載内容変更の決定)

第9条 教育長は、前条第1項の規定により申込みを受けたときは、掲載内容の変更の可否を決定し、スポンサーに広告内容変更決定通知書(様式第5号)又は広告内容変更否決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(協定書の締結)

第10条 教育長は、第7条の規定により掲載の決定を受けたスポンサーと雑誌カバーの広告掲載について、協定書を締結するものとする。

- 2 前項の協定書を締結した場合において、スポンサーが本要領及び前項の協定書に従わないとき又はスポンサーから解除の申出があったときは、これを解除するものとする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第11条 スポンサーが提供した雑誌が休刊した場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第12条 スポンサーが提供する雑誌の購入代金の支払は、教育長が指定する雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

- 2 支払は、当該年度分を一括前払いとする。
- 3 価格変動により雑誌購入代金の過不足が生じた場合は、スポンサーが年度末に精算することとする。
- 4 振込み手数料等支払に必要な経費は、スポンサーの負担とする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサーが提供した雑誌は、安芸高田市教育委員会に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、雑誌カバーに広告掲載を行うことに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成27年2月1日 教育委員会告示第1号)

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

安芸高田市教育委員会教育長 様

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

申込者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

印

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第6条の規定に基づき、雑誌スポンサーを申し込みます。

1、提供する雑誌及び提供先図書館

雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原

(※ 刊行の形態及び提供先図書館については、該当するものを☑してください。)

2、スポンサー期間

年 月 日から 年 月 日まで

3、掲示する広告案

別紙広告案のとおり

4、担当者連絡先

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

㊟

雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった雑誌スポンサーについて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 スポンサー雑誌及び受入れ図書館
- 2 スポンサー期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 雑誌を納入する業者（書店等）
- 4 掲示する広告  
別紙のとおり

（注）

- 1 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他寄贈された雑誌の取扱いについては、教育長に一任いただきますよう、あらかじめご了承ください。
- 2 掲示する広告物は、掲示した日から2月間は変更することができません。広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ新たに掲示する広告物について承認を受けてください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

⑩

スポンサー否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった雑誌スポンサーについては、スポンサー  
としないことに決定したので通知します。

否決定の理由

（ ）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

安芸高田市教育委員会教育長 様

申込者	所在地 名称 代表者氏名 電話番号	印
-----	----------------------------	---

広告内容変更申込書

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定に基づき、雑誌カバーの広告物を変更したいので、次のとおり申込みます。

- 1 広告案 別紙のとおり
- 2 担当者連絡先

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

印

広告内容変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告内容について、次のとおり決定したので通知します。

1 変更を決定する広告 別紙のとおり

2 広告を変更する日

年 月 日

(注)

- 1 提示する広告物は、掲示した日から2月間は変更することができません。広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告物について承認を受けてください。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

⑩

広告内容変更否決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告内容について、変更が認められませんでしたので通知します。

変更が認められない理由

（ ）



平成 年 月 日

住 所 安芸高田市吉田町吉田761  
安芸高田市教育委員会  
教育長

⑩

住 所  
会社名  
役 職  
氏 名

⑩